

# 長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止について (議員提案条例)

# 1 条例制定の経過

## (1) 背景

インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害等が社会問題となっている。  
市民等のインターネットリテラシーなどの理解促進が必要

## (2) 議会の動向

- 令和4年度中の本会議でSNS上での誹謗中傷に関する複数回の質問
- SNS上での誹謗中傷防止条例に関する議員有志による勉強会開催
- 条例制定に関する検討委員会の設置

## (3) インターネット上の誹謗中傷等の防止条例検討委員会経過

- 令和5年3月設置(議員10名)
- 今期の議員任期中、議員提案で制定する。
- 3月から7月までの間で計7回開催

# 2 検討委員会と市との連携

- 検討委員会に参加し、必要な意見を述べ調整
- 先進自治体の状況調査及び必要な資料提供
- 検討委員会と条例(案)の内容について確認し助言

### 3 長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する条例(案) 概要

- 公布予定日:令和5年8月末
- 施行予定日:令和5年10月1日

#### 前 文

インターネットの普及は、私たちの社会、生活を大きく変えた。様々な情報を一瞬にして入手できるとともに、自ら情報を発信することが容易になった。今やインターネットは、社会、生活になくてはならないものとなっている。こうした恩恵の一方で、弊害も発生している。

インターネットでは、匿名での情報発信、不特定多数の者と容易につながることが可能なことから、いじめ、プライバシーの侵害、誤った情報による誹謗(ひぼう)中傷や名誉毀損が起きる等大きな社会問題となっている。また、インターネットの正しい活用、表現の自由に関する正しい認識がないと、意図せず加害者にもなる可能性がある。

このような状況のもと、人権を尊重する長野市において私たちは、あらゆる場において、表現の自由に配慮しながらも、誹謗中傷等の人権侵害のない社会づくりを進めなければならない。

そこで、インターネットによる誹謗中傷や差別、いじめ等の人権侵害を防止し、市民等が安心して安全な生活を送ることができるよう、この条例を制定する。

# 3 長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する条例(案)

## 概要 つづき

条	見出し	条文概略
第1条	(目的)	インターネット上の <u>誹謗中傷等の防止及び被害者等の支援等</u> に関して、 <u>市の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、これを推進することを目的とする。</u>
第2条	(定義)	誹謗中傷等、市民等、被害者等、行為者及びインターネットリテラシーについて定義
第3条	(市の責務)	<u>被害者等及び行為者を発生させないための施策並びに被害者等を支援するための施策を推進</u>
第4条	(市民等の役割)	自らが行為者となることがないように、 <u>インターネットリテラシーの向上に努め、被害者等が置かれている状況及び被害者等の支援の必要性についての理解を深める。</u>
第5条	(議会の役割)	議会及び議員は、条例の趣旨を理解し市民等の範となる行動に努める。
第6条	(連携協力)	施策を円滑に推進するため国、長野県、支援団体、その他の関係機関と連携を図る。
第7条	(基本的施策)	<u>インターネットリテラシーの向上に資する施策、被害者等の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備、行為者からの相談の対応等</u> に取り組む。
第8条	(インターネットリテラシーの向上)	研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供などのインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供する。また、青少年に対する施策実施に当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努める。
第9条	(相談支援体制)	相談内容に応じた必要な <u>情報の提供及び助言、専門的知識を有する者の紹介を行うと共に相談しやすい環境づくりに努める。</u> また、相談支援にあたっては、必要と認める支援団体と連携するほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者からの相談も受ける。
第10条	(市民等の理解の増進)	誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する市民等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行う。

## 4 想定される施策の内容(第8条関係)

### 市が実施するインターネットリテラシー向上のための施策

◎研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供などインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供する。

研修会、講演会等の開催	市民対象の人権啓発・講演会、地域や企業を対象の研修会開催、少年育成センター出前講座
教材等の情報提供	インターネットリテラシー学習教材貸出(DVD等)やパンフレット等の情報提供等
その他	人権啓発資料発行、広報、ラジオ放送、ホームページ等での啓発等

◎青少年に対する施策を実施する場合、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組む。

学校教育と連携	情報モラル育成教育活動、教職員対象研修会、学習用端末使用資料提供、青少年相談窓口周知等
保護者の理解	保護者対象リーフレットの配布等(GIGAスクール構想や家庭でのインターネット環境普及を背景としたインターネットリテラシー向上には、保護者の理解が必要不可欠)

⇒「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」の意味

## 4 想定される施策の内容(第9条関係)

### 市が整備する相談支援体制により実施する被害者等支援(専門の相談窓口開設等)

◎相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言、専門的知識を有する者を紹介する。  
また相談しやすい環境づくりに努める。

必要な情報の提供等	情報に関するサイト管理者等への削除依頼方法、国のガイドラインに則った削除請求方法、裁判による仮処分等に関する情報 誹謗中傷の書き込み等の証拠等(画面・データ)保存方法など
専門的機関等の紹介	違法・有害情報相談センター(総務省)、人権相談(法務省)、(一社)誹謗中傷ホットライン、民間の専門家、警察、弁護士、法テラス等、専門的知識を有する者を紹介
相談しやすい環境づくり	電話やメールでの相談を基本とし、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。 心理面での配慮を行い、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者からの相談も受ける。

◎相談支援にあたり、困難な事例については、必要と認める支援団体と連携する。

必要と認める支援団体	※選定中
------------	------

## 【参考1】 先行自治体調査(令和5年5月)

自治体名	条例名	議員提案	公布日 施行日	相談窓口名	令和4年度年間相談件数		相談対象者	相談内容	
					件数	内 訳			
1 群馬県	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例	—	令和2年12月22日 令和2年12月22日	インターネット上の誹謗中傷相談窓口	236件	電話: 67件 面接: 7件 メール: 162件	被害者:74人 加害者: 2人 その他: 0人	誹謗中傷:79件 いじめ:72件 その他:85件 (プライバシー侵害等)	
2 大阪府 大東市	大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例	議員提案	令和3年3月23日 令和3年4月1日	総合相談	0件	電話: 0件 面接: 0件 メール: 0件	被害者: 0人 加害者: 0人 その他: 0人	誹謗中傷:0件 いじめ:0件 その他:0件	
3 群馬県 渋川市	渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例	—	令和4年3月9日 令和4年4月1日	渋川市インターネット上の誹謗中傷等被害者支援相談窓口	13件	電話: 5件 面接: 8件 メール: 0件	被害者:10人 加害者: 1人 その他: 0人	誹謗中傷:9件 いじめ:0件 その他:1件	
4 愛知県	愛知県人権尊重の社会づくり条例	—	令和4年3月25日 令和4年4月1日	あいち人権センター 人権全般に係る相談窓口	244件	電話:201件 面接: 34件 メール: 9件	被害者:不明 加害者:不明 その他:不明	誹謗中傷:不明 いじめ:不明 その他:不明	
5 大阪府	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	議員提案	令和4年3月29日 令和4年4月1日	附則で施行後1年を目途として整備するとしているため実績なし (令和5年8月整備終了予定)					
6 東京都 江戸川区	江戸川区インターネット健全利用促進条例	議員提案	令和4年4月1日 令和4年4月1日	区民相談室	3件	電話: 3件 面接: 0件 メール: 0件	被害者: 3人 加害者: 0人 その他: 0人	誹謗中傷:3件 いじめ:0件 その他:0件	
7 大阪府 和泉市	和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	議員提案	令和4年6月30日 令和4年6月30日	総合生活相談	3件	電話: 1件 面接: 0件 メール: 2件	被害者: 1人 加害者: 0人 その他: 1人	誹謗中傷:1件 いじめ:0件 その他:1件	

## 【参考2】 インターネットに関わる状況等

### 1 はじめに

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている一方で、匿名性、不特定多数性等の特性があり、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が安易に行われ、いじめの温床等の問題も深刻化してる。市民が、誹謗中傷等の被害者や加害者にならないための意識や知識を身につけることが重要となる。

### 2 インターネットに関わり起きている問題

#### (1) ネットを使った誹謗中傷等の事例

##### ア 山梨女児行方不明事件(令和元年9月)

小学1年女児がキャンプ場で行方不明になった際、母親や親族が事件を起こしたかのような書き込み

##### イ 女子プロレスラー自死事件(令和2年5月)

テレビ番組での言動にSNS上で多くの批判コメントが寄せられ、それを苦に自殺

##### ウ 北海道旭川女子中学生凍死事件(令和3年2月)

集団での性的暴行が死亡に繋がったと報道されたが、その死亡原因が家庭環境にあるかのような投稿

#### (2) 令和3年にSNSをキッカケに犯罪に巻き込まれた18歳未満の者(警察庁まとめ)

##### ○ 犯罪に巻き込まれた子どもが利用していたサイト(全て無料)

サイト種別	内 容	人数(内訳)	合 計
ツイッター	文字(140字)、写真、動画等の投稿	668人	1,812 人
Instagram	写真や動画でのコミュニケーション	350人	
Yay!(イエイ)	通話コミュニティ「よ～し」「やったね」	113人	
その他	—	681人	

※約9割が高校生・中学生で小学生も83人